

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年6月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401449 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500029 号

第 1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者の A 社における平成 15 年 10 月 11 日から平成 17 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 15 年 10 月から平成 16 年 8 月までの標準報酬月額については 9 万 8,000 円から 38 万円、同年 9 月から平成 17 年 8 月までの標準報酬月額については 9 万 8,000 円から 36 万円とする。

平成 15 年 10 月から平成 17 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 10 月 11 日から平成 18 年 10 月 2 日まで

A 社に勤務していた請求期間の標準報酬月額が、最低等級として記録されている。社長からは、最低等級にすることで社会保険料の負担が減らせる旨の提案が社会保険事務所（当時）からあったとの説明を受けた。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 15 年 10 月 11 日から平成 17 年 9 月 1 日までの期間について、オンライン記録により、平成 17 年 6 月 27 日付けで、同年 1 月 1 日に遡って、それまで 36 万円と記録されていた請求者の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に減額訂正され、その後、同年 10 月 6 日付けで、平成 16 年の定時決定及び平成 17 年 1 月の随時改定が取り消され、資格取得時（平成 15 年 10 月 11 日）に遡って、それまで 38 万円又は 36 万円と記録されていた標準報酬月額が 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、請求者と同様に、A 社の多数の従業員についても、標準報酬月額が遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる上、これら従業員のうち二人から提出された給与支給明細書により、標準報酬月額が遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されている期間においても、当該標準報酬月額を大幅に上回る報酬の支払があったことが推認でき

る。

さらに、年金事務所から提出された滞納処分票により、請求期間当時、A社が社会保険料を滞納していたことが確認できるところ、同社の元事業主は、給与は減額していないものの、社会保険事務所の指示により、標準報酬月額を減額訂正する届出を行った旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成17年6月27日及び同年10月6日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実在即したものと考え難く、請求者について、当該遡及減額訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正であったとは認められない。

したがって、平成17年6月27日及び同年10月6日付けで行われた遡及減額訂正処理の結果として記録されている請求者の平成15年10月から平成17年8月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成15年10月から平成16年8月までは38万円、同年9月から平成17年8月までは36万円に訂正することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成17年9月1日から平成18年10月2日までの期間について、オンライン記録により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、平成17年及び平成18年の定時決定により9万8,000円と記録されているところ、これらの定時決定は平成17年7月29日及び平成18年8月10日に処理されており、遡及減額訂正ではないことが確認できる。

また、請求者と同様に、平成17年の定時決定により標準報酬月額が9万8,000円と記録されている従業員から提出された給与支給明細書によると、同年9月以降においても、当該標準報酬月額を大幅に上回る報酬の支払はあるものの、控除されている厚生年金保険料額は当該標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

さらに、請求者は厚生年金保険料の控除額を確認できる給与支給明細書を保有していない旨回答しており、元事業主も請求期間当時の資料を保有していない旨回答している。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、平成17年9月1日から平成18年10月2日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2401312 号

厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（国）第 2500014 号

第 1 結論

昭和 59 年＊月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ： 女

基礎年金番号 ：

生 年 月 日 ： 昭和 39 年生

住 所 ：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ： 昭和 59 年＊月から昭和 62 年 3 月まで

私は、母から成人を機に母が私の国民年金の加入手続を行ったと聞いており、遵法精神に富む母が請求期間の国民年金保険料を納付していないとは考え難い。

請求期間が国民年金の未加入期間で、国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が昭和 59 年＊月頃に請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していた旨主張しているところ、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行ってくれたとする請求者の母親は既に亡くなっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳（国民年金手帳記号番号：＊）に記載されている初めて国民年金の被保険者となった日「平成 2 年 5 月 1 日」は、オンライン記録における国民年金の被保険者資格取得日と一致しており、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求期間は国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金手帳記号番号のほかに、請求期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間当時に住民登録していたとする A 市は、当該期間当時の国民年金に係る資料は保存期間経過のため保管しておらず、請求者の国民年金に係る情報もない旨回答

している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2500093 号

厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（国）第 2500015 号

第 1 結論

平成 4 年 4 月から平成 27 年＊月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ： 男

基礎年金番号 ：

生 年 月 日 ： 昭和 30 年生

住 所 ：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ： 平成 4 年 4 月から平成 27 年＊月まで

私は、平成 3 年 5 月に会社を退職した後 A 国に居住していたが、子供を授かったため、婚約者とともに平成 4 年 1 月に帰国し、B 市に住所を定めた。結婚後、しばらくして体調不良となったことから、B 市役所職員の勧めにより、平成 4 年 4 月頃に、夫婦ともに国民年金の免除申請を行った。調査の上、請求期間を国民年金の申請免除期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が請求期間において、国民年金保険料の免除の承認を受けるためには、国民年金の加入手続を行った上、当該期間に係る国民年金保険料の免除を毎年度申請する必要がある（ただし、平成 17 年度以降においては、翌年度以降引き続き申請することを本人があらかじめ申し出た場合、翌年度以降の申請書の提出を省略することができる。）、当該申請がなされた場合、その承認又は却下について申請者に通知される取扱いであったところ、請求者は、当該期間に係る加入手続、毎年度免除申請を行ったか否か及び免除が承認されたことを示す通知を受け取ったか否かについて覚えていない旨陳述している。

また、請求者に係るオンライン記録によると、請求者に対して、C 県 D 町及び E 県 F 市において、国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が 2 度払い出されていることが確認できるものの、二つの国民年金番号は統合され（後に、令和 6 年 3 月 28 日に付番された基礎年金番号に統合済み。）、その統合された記録において、請求者が昭和 55 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者となったことにより国民年金被保険者資格を喪失した後、国民年金への加入記録はない。

さらに、請求者が平成 4 年 1 月から居住している B 市は、同市において、請求者が国民年金の加入手続を行った形跡はなく、資料はない旨回答しているほか、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に上述の国民年金番号のほか、別の

国民年金番号が払い出されていた形跡は見当たらず、請求者は請求期間において国民年金に未加入であるため、国民年金保険料の免除を申請することはできない。

加えて、請求者は、夫婦ともに国民年金の免除申請を行った旨主張しているが、請求者の妻も、請求期間は国民年金に未加入である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、当該期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。